

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センター内規

特定非営利活動法人 北海道総合地質学研究センター

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センター内規に関する申し合わせ

理事会は特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの定款の定める範囲において、必要に応じて内規を作ることができ、内規決定後の直近の総会において報告し、承認を得るものとする。この申し合わせは 2016 年 5 月 14 日から運用される。

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの管理・運営に関する内規(内規 201501)

第 1 条 北海道総合地質学研究センターの正会員は北海道総合地質学研究センター研究員もしくはシニア研究員となる。

第 2 条 北海道総合地質学研究センターの正副センター長に正副理事長を充てる。

第 3 条 北海道総合地質学研究センターの管理・運営のために、理事会の下に部門を置く。

第 4 条 北海道総合地質学研究センターの管理・運営のために置く部門の責任者は理事が務める。

第 5 条 北海道総合地質学研究センターの管理・運営のために置く部門とその責任者は理事会が決定する。

附則 この内規は 2016 年 5 月 14 日開催の理事会で決定され、2016 年 6 月 14 日開催の臨時総会で承認された。

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの幹事と幹事会に関する内規(内規 201601)

第 1 条 北海道総合地質学研究センターの円滑かつ迅速な運営のために理事長は正会員の中から適当な数(2名程度)の幹事を指名し、正副理事長と幹事からなる幹事会を設置する。

第 2 条 理事長による幹事の指名は直近の理事会において報告され、承認を得るものとする。

附則 この内規は 2016 年 10 月 2 日から運用される。

特定非営利活動法人北海道総合地質学研究センターの会費に関する内規(内規 201701)

第 1 条 北海道総合地質学研究センターの会費は事業年度毎に納入することになっているが、新規入会者の場合、入会時期によっては 1 年分の会費の納入が合理的ではないと考えられる場合がある。その場合には正副理事長の判断で初年度の会費の額を半額とすることができる。

附則 この内規は 2016 年 4 月 1 日から運用される